一　内国投資証券　第十七号様式
二　外国投資証券　第十八号様式
三　特定内国資産流動化証券　第十七号の二様式
四　特定外国資産流動化証券　第十八号の二様式

第十八条の三第三項中「発行予定額」の下に「又は発行残高の上限」を加える。

第十八条の五及び第十八条の六を次のように改める。

（発行登録取下届出書の記載内容）

第十八条の五　法第二十三条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により発行登録を取り下げようとする発行登録者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により発行登録取下届出書を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一　内国投資証券　第十九号様式
二　外国投資証券　第二十号様式
三　特定内国資産流動化証券　第十九号の二様式
四　特定外国資産流動化証券　第二十号の二様式

（発行登録追補書類の記載内容等）

第十八条の六　法第二十三条の八第一項の規定により登録されている特定有価証券を取得させ、又は売り付けようとする発行登録者は、当該特定有価証券の募集又は売出しごとに、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により発行登録追補書類三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一　内国投資証券　第二十一号様式
二　外国投資証券　第二十二号様式
三　特定内国資産流動化証券　第二十一号の二様式
四　特定外国資産流動化証券　第二十二号の二様式

第十八条の七の二中「第二十条の二」を「第二十一条」に改める。

第十八条の八第一項を次のように改める。

法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第六項の規定により特定有価証券の発行者が提出する発行登録通知書は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一　内国投資証券　第二十三号様式
二　外国投資証券　第二十四号様式
三　特定内国資産流動化証券　第二十三号の二様式
四　特定外国資産流動化証券　第二十四号の二様式

第十八条の八第二項第一号及び第二号中「発行者」を「発行者　次に掲げる書類」に改め、同項に次の二号を加える。

三　特定内国資産流動化証券の発行者　次に掲げる書類
　イ　当該特定有価証券の発行につき社員総会の決議があった場合における当該社員総会の議事録の写し又は当該取締役の過半数の同意があったことを知るに足る書面
　ロ　第一号ロに掲げる書類
四　特定外国資産流動化証券の発行者　次に掲げる書類
　イ　前号イ及びロに掲げる書類
　ロ　第二号ロ及びハに掲げる書類

第十八条の八第三項中「イ又はロ」を「イ及びロ並びに第四号」に改める。

第十八条の九第一項第一号及び第二号中「作成した発行登録追補書類」を「作成した発行登録追補書類　次に掲げる書類」に改め、同項に次の二号を加える。

三　第二十一号の二様式により作成した発行登録追補書類　次に掲げる書類
　イ　当該特定有価証券の発行につき社員総会の決議があった場合における当該社員総会の議事録の写し又は当該取締役の過半数の同意があったことを知るに足る書面
　ロ　第一号ロに掲げる書類
四　第二十二号の二様式により作成した発行登録追補書類　次に掲げる書類
　イ　前号イ及びロに掲げる書類
　ロ　第二号ロからニまでに掲げる書類

第十八条の九第二項中「前項第二号イからニまで」を「前項第二号及び第四号」に改める。

第十九条を次のように改める。

（適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等）

第十九条　特定有価証券に係る法第二十三条の十三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該特定有価証券の有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等が適格機関投資家向け勧誘に該当することにより当該有価証券発行勧誘等又は当該有価証券交付勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一　当該特定有価証券の有価証券発行勧誘等に令第一条の四第一号ハに規定する条件が付されている場合　当該有価証券発行勧誘等に付された条件の内容
二　当該特定有価証券の有価証券交付勧誘等に令第一条の七の四第一号ハに規定する条件が付されている場合　当該有価証券交付勧誘等に付された条件の内容
三　当該特定有価証券に定義府令第十一条第一項又は第十三条の四第一項に定める方式に従った譲渡に関する制限が付されている場合　当該制限の内容
四　当該特定有価証券が定義府令第十一条第二項又は第十三条の四第二項に定める要件に該当している場合　当該要件の内容

2　法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める場合は、当該適格機関投資家向け勧誘に係る有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額に、当該適格機関投資家向け勧誘を行う日以前一月以内に行われた適格機関投資家向け勧誘（他の者が行ったものを除く。）に係る当該有価証券と同一種類の有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額を合算した金額が一億円未満となる場合とする。

第十九条の二第一項第一号中「（同条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）」を削り、同条第二項第三号中「第十一条の三第一号ロ」を「第十二条第一号ロ」に、「第十三条の三第一号ロ」を「第十三条の六第一号ロ」に改める。

第二十条第一項中「有価証券発行勧誘等」の下に「又は有価証券交付勧誘等」を加え、同項第一号中「第十三条第一項」の下に「又は第十三条の七第一項」を加え、同項第二号中「第十三条第二項又は第三項」を「第十三条第二項若しくは第三項又は第十三条の七第二項若しくは第三項」に改め、同項第三号中「同条第五号の二」を「第五号の二」に改め、同条第二項中「金額は、一億円」を「場合は、当該少人数向け勧誘に係る有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額に、当該少人数向け勧誘を行う日以前一月以内に行われた少人数向け勧誘（他の者が行ったものを除く。）に係る当該有価証券と同一種類の有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額を合算した金額が一億円未満となる場合」に改める。

第二十条の二を削る。

第二十一条を次のように改める。

（少人数向け勧誘に係る告知を要しない有価証券）

第二十一条　令第三条の三第三号に規定する内閣府令で定めるものは、短期外債とする。

第二十五条第四項中「ところにより算定するもの」を「数」に改め、同項第一号中「内国特定有価証券」を「内国特定有価証券　次に掲げる内国特定有価証券の区分に応じそれぞれ次に定める数」に改め、同号ト中「（平成十七年法律第八十六号）」を削る。